

航空業の死傷災害の件数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
航空業	116 人	202 人	161 人
全産業	117,958 人	119,576 人	118,157 人

※平成 23 年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者を除いた数

出典：労働者死傷病報告

航空運輸業の度数率

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
航空業	1.45	0.86	1.81
全産業	1.62	1.59	1.58

※度数率とは、100 万人述べ労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

<算出方法> 度数率 = (労働災害による死傷者数) / (述べ実労働時間) × 1,000,000

出典：労働災害動向調査（事業場規模 100 人以上）

安全・衛生管理特別指導（安全衛生改善計画の作成）について

目的

事業場の施設、安全衛生教育、安全衛生管理体制等について、総合的な改善措置を講ずる必要があると認められる事業場を指定し、安全衛生改善計画の作成を指示するとともに、継続的な安全衛生に係る指導を行うことで、当該事業場の安全衛生管理水準を向上させる。

<対象事業場(指定基準)>

- 労働災害の発生率が高いなど、労働災害の発生状況から改善措置が求められる事業場(安全管理特別指導事業場)
- 有害業務を有するなど、健康障害発生のおそれがある事業場(衛生管理特別指導事業場)

【事業場指定・計画作成・指導実施等の流れ】

(参考)

<直近 5 年間の指導事業場数>

	安全管理	衛生管理
平成 24 年度	514	95
平成 23 年度	505	95
平成 22 年度	540	95
平成 21 年度	563	101
平成 20 年度	573	113

(前年度)

労働局長が対象事業場を選定し、事業場ごとに「安全衛生改善計画作成指示書」を作成

(当該年度)

労働局が事業場の責任者を集め、集団指導(※)を実施し、指示書を交付

(※)制度・指定の趣旨を説明し、事例を具体的に説明する等、事業者の取り組みを促す。

事業者が改善計画を作成・提出 ← 適宜、局・安全/衛生コンサルタントによる作成指導

計画期間中、定期的に監督署が指導を実施
(実施状況の確認、実施に対する指導等)

事業場が計画を実施

事業場が改善!

指定解除

改善が認められない/
計画措置事項が完了していない

次年度も指定

(※指定を解除した後も、当該事業場の労働災害発生状況等を適宜把握し、状況に応じ、再度指定する等により、指導の効果を確認。